

住宅等を利用して店舗等をご検討中の皆様へ 用途の変更に関する重要なお知らせ

場所によって用途変更ができない場合があります

都市計画法で定める用途地域には、開業ができない、または建築物の制限がかかる地域があります。**用途地域などを必ず確認**しましょう。

※用途地域などは、いわくにマップの【都市計画情報】でご確認いただけます。



いわくにマップ

排水処理が浄化槽の場合は注意が必要です

浄化槽の処理能力は、用途によって人槽が決まります。小さな浄化槽では処理しきれず、汚れた水が流れてしまう可能性があります。

事業内容に合った大きさの浄化槽が設置されているか確認しましょう。

※一般的な住宅では5人槽または7人槽ですが、店舗では床面積により人槽が決まります。

用途によって適用される基準は異なります

建築基準法および関係規定に適合するものとしなければなりません。

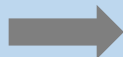
用途変更により、**適用される基準が厳しくなる場合があります**。

用途変更を行う部分の**床面積の合計が200㎡を超えるものは確認申請の手続きが必要**となる場合があります。

法令違反が発覚した場合は、是正が必要になり、多額の費用がかかることがあるため注意が必要です。必ず建築士などの専門知識を有する方に相談してください。

当初の用途（代表例）

- ・住宅
- ・兼用住宅
- ・事務所
- ・倉庫



変更後の用途（代表例）

- ・飲食店
- ・物販等店舗
- ・福祉施設

違反となってしまう可能性のある用途変更の例

既存建築物をご活用の際は、建築士等の専門家に相談しましょう！

（このチラシに関するお問い合わせ先）
岩国市 都市開発部 建築指導課
Tel 0827-29-5046